

令和4年生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査)の実施について(通知)

清秋の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

厚生労働省では、横浜市を通じ「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」を実施することになりました。

つきましては、調査員が対象地区へのチラシ配布や訪問をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 調査概要

(1) 調査目的

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等(難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。)の生活実態とニーズを把握することを目的としています。

(2) 調査対象

調査区に居住する在宅の障害児・者等

((障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳))所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方)を対象としています。

(3) 対象地区

厚生労働省から指定された以下の地区の一部

大豆戸町、仲手原2丁目、錦が丘、鳥山町、新横浜1丁目、大倉山4丁目、7丁目、新吉田町、新吉田東6丁目、下田町3丁目、日吉本町4丁目、日吉2丁目、7丁目、綱島西4丁目、綱島東4丁目、樽町2丁目、師岡町

(4) 調査の事項

ア 調査対象者の基本的属性に関する調査項目

年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等

イ 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

(5) 調査基準日

令和4年12月1日(木)

(6) 調査の方法

ア 11月中旬以降に調査員が『調査実施のお知らせ(世帯用)』(必要に応じてマンション管理人のお知らせ)を調査地区内の各世帯に配布します。

イ 訪問を望まない方からのご連絡を健康福祉局障害施策推進課で受けます。

ウ 11月28日（月）から12月22日（木）までの期間に調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、世帯主や調査対象者の有無を確認して「地区要図」と「世帯名簿」を作成します。

エ 調査対象者がいる場合は、訪問時に調査票を手渡し、記入及び返送を依頼します（返送期限：1月10日（火））。

調査票は、原則として調査対象者本人が記入し直接ご郵送いただきます。必要に応じて、適切な記入支援を実施します。

- ・ 視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版の調査票を配布
- ・ 調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者の派遣について配慮
- ・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆

(7) 調査員の身分

調査員は横浜市長から本調査を行う者として任命を受けており、世帯を訪問する際には、携帯している調査員証を提示します。

2 添付資料

- (1) 調査実施のお知らせ（世帯用） 案
- (2) 調査実施のお知らせ（マンション管理人等） 案
- (3) 調査員証（見本）

3 問い合わせ先

健康福祉局障害施策推進課 田辺、田中

電話：045-671-3603 FAX:045-671-3566

メール：kf-syosuishin@city.yokohama.jp

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅 障害児・者等実態調査）実施のお知らせ

このたび、皆さまがお住まいの地域に「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

この調査は、障害児・者等（（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象として行う調査であり、障害児・者の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

※調査の対象となる方は、裏面をご参照ください。

調査は令和4年12月1日時点で行うこととしており、調査員が12月〇日頃に皆様方のお宅にお伺いし、調査の趣旨の説明、調査の対象となるかの確認、調査票の配布をさせていただきます。

ご記入いただいた調査票は、郵送により回収させていただきます。

調査員が訪問することを事前に断りたい場合や調査についてのお問い合わせをしたい場合は、調査を実施する自治体の下記の窓口にご連絡ください。（訪問をお断りになる場合は、〇月〇日までにご連絡ください。）

調査についてのお問い合わせ先 横浜市健康福祉局障害施策推進課
(☎ 045-671-3603)
(FAX 045-671-3566)

上記の窓口のほか、厚生労働省の調査担当窓口にご連絡いただくこともできます。（☎03-5253-1111（内線3029））

※お問い合わせ時間 9:00~12:30 13:30~18:00（平日のみ）

なお、調査票には個人を特定できる質問はございませんし、調査票に記入された内容は、統計上の目的以外に用いることはありません。

また、調査票の記入や提出は任意ですので、ご回答いただけない場合でも不利益が生じることはありません。

今回の調査目的をご理解の上、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※調査員が訪問する際には、横浜市が交付した調査員証を提示します。

この調査では以下に該当する方を調査対象としております。

- 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方
- 難病と診断されたことがある方
- 上記に該当しないが、発達障害のある方、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。

- 日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、経管栄養、たんの吸引、導尿、酸素療法など）を必要としている。
- 児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別支援教育や特別な配慮等を必要としている。
- 眼鏡などを使っても、見えにくい。
- 日常会話を聞き間違えたり、聞き取りにくいと感じたりすることがある。
- 歩いたり階段を上ったりすることが難しい。
- 思い出すことや集中することに困難を伴う。
- お風呂に入ったり、衣服を着たりといった身の回りのことを一人でするのが難しい。
- 自分の考えや気持ちを伝えたり、相手の話を聞いて理解したりするのが難しい。
- 2リットルの水やソーダのボトルを腰から目の高さを持ち上げることが難しい。
- 手と指を使って、ボタンや鉛筆のように小さなものをつまんだり、容器や瓶を開け閉めしたりするのが難しい。
- 心配、緊張、不安を感じたり、気分が落ち込んだりすることがある。
- その他、心身に不調があることで日常生活のしづらさが生じている。

よくある質問 しつもん

「次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。」
として、対象となる例が列挙されているが、これらに該当しない場合は、
対象外となるのか。

列挙しているのは、あくまで例であり、例示に該当がない場合でも、「長引く
病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」と、本人が認識され
ている場合は、調査の対象となります。

調査の対象者について、「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさ
が生じている」には、本人に心身の機能の障害はないが、騒音などの生活
環境によって、日常生活のしづらさが生じている場合も含まれるのか。

「長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている」には、何
らかの心身の機能の障害により、日常生活のしづらさが生じている方を
幅広く対象としているが、心身の機能の障害が全くない方は、調査の対象外
となります。

加齢により日常生活のしづらさが生じている方も調査対象となるのか。

加齢により、心身に具合の悪い状態が生じ、日常生活のしづらさを感じ
ている方も調査対象となります。

「長引く病気やけが等」の「長引く」とは、具体的に何ヶ月以上が該当す
るのか。

「長引く」ものであるかどうかは、ご本人の認識次第なので、厳密に何ヶ月
という線引きはありません。ご本人が判断できないという場合は、「概ね6
ヶ月以上病気やけが等が継続している場合、または、継続する見込みがある
場合」を一つの目安としてください。

1世帯に、調査対象者が2人いる場合の送付方法はどのようにすれば良いか。

調査票1部につき、封筒を1枚用意してありますので、それぞれにつき調査票をご記入いただき、別々の封筒に入れて送ってもらうようにしてください。

新型コロナウイルス感染症を踏まえて、どのように調査を行うか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、皆さまと調査員の安心・安全を確保するため、地域の実情に応じて、皆さまと調査員ができる限り対面しない非接触の調査方法により実施します。

具体的には、調査票の配布に当たって、調査員が各世帯を訪問しますが、地域の実情に応じて、調査の趣旨等の説明はインターホン越しに行い、調査書類は郵便受け・ドアポストなどに入れて配布いたします。

また、調査員は、対面での説明が必要となる場合は、マスクの着用を徹底するなど咳エチケットを遵守し、調査に当たります。

皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(案)

マンション・アパート等の管理人、管理会社、管理組合の皆さまへ

生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）実施のお知らせ

厚生労働省では、このたび都道府県・市区町村を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

つきましては、調査員が 11月28日から12月22日に建物にお住まいの世帯を訪問させていただきますので、何卒ご協力をお願いいたします。

《調査の概要》

「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」は、障害児・者等の福祉施策を改善するための基礎資料を得るために厚生労働省が実施するものです。

今回は令和2年の国勢調査調査区から全国5,363地区を抽出して、調査員が地区内の全世帯を訪問し、その中で調査対象となる方に調査を実施します。

《調査員の身分》


お伺いした調査員は、都道府県知事（市長）よりこの調査を行う者として任命されており、世帯を訪問する際には、携帯している調査員証を提示します。

オートロックマンション等、厳重なセキュリティのため、調査員が建物内に入ること自体が困難なことがあり、調査が円滑に行われなかった場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできますよう、何卒ご協力よろしくをお願いいたします。

調査についてのお問い合わせ先
横浜市健康福祉局障害施策推進課
(☎ 045-671-3603)

令和4年生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査) 調査員証

(表面)

 <p>ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare</p>	<p>令和4年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 調査員証</p>
第 号	氏 名 _____
この者は、生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の調査員であることを証明する	
知 事 市 長	<input type="checkbox"/> 印

(裏面)

注意事項

- この調査事務を行うときは、この調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- この調査員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この調査員証の有効期間は交付の日から令和4年12月31日までとする。

(交付日 令和 年 月 日)